第１号様式第１１面中「特定建築主等」を「第一種特定建築主等又は第二種特定建築主」に改め、同様式（注意）３．中②を③とし、①の次に次のように加える。

②　届出の別は、該当するチェックボックスに「√」マークを入れてください。

第１号様式（注意）４．①中「特定建築主等」を「第一種特定建築主等、第二種特定建築主」に改め、同様式（注意）４．②及び③中「特定建築主等」を「第一種特定建築主等又は第二種特定建築主」に改める。

第１１号様式を次のように改める。

第二号様式（第一条又は第二条関係）（Ａ４）

変更届出書

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第75条第１項後段又は法第75条の２第１項後段の規定による変更の届出をします。この変更届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

所管行政庁　　様

平成　　年　　月　　日

届出者氏名　　印

【変更の届出の別】

□第一種特定建築物（法第75条第１項後段の規定による届出）

□第二種特定建築物（法第75条の２第１項後段の規定による届出）

【変更の届出をする建築物の直前の届出】

【受付番号】　第　　号

【届 出 日】　平成　　年　　月　　日

【変更内容の概要】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成　年　月　日		
第　　号		
係員印		

（注意）

①　届出者の氏名の記入を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

②　届出の別は、該当するチェックボックスに「√」マークを入れてください。

③　数字は算用数字を用いてください。

④　記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

⑤　この変更届出書のほか、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置の内容を確認するために所管行政庁が必要と認める書類及び図面を提出してください。

⑥　※印のある欄は記入しないでください。

第１３号様式第１面を次のように改める。

第三号様式（第三条関係）（Ａ４）

定期報告書

（第一面）

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第75条第５項又は法第75条の２第３項の規定による報告をします。この定期報告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

所管行政庁　　様

平成　　年　　月　　日

報告者（所有者又は管理者）氏名　　印

【定期報告の別】

□第一種特定建築物（法第75条第５項の規定による報告）

□第二種特定建築物（法第75条の２第３項の規定による報告）

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成　年　月　日		
第　　号		
係員印		

第１３号様式（注意）２．中②を③とし、①の次に次のように加える。

②　定期報告の別は、該当するチェックボックスに「√」マークを入れてください。

第１３号様式（注意）３．②中「法第75条第１項前段」の下に「又は法第75条の２第１項前段」を加え「同項後段」を「法第75条第１項後段又は法第75条の２第１項後段」に改め、同様式（注意）４．④中「法第75条第５項」の下に「又は法第75条の２第３項」を加え、同様式（注意）４．⑦中「添えてください。」の下に「なお、法第75条の２第３項の規定による報告を行う場合は、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に関する事項を記入する必要はありません。」を加え、同様式（注意）４．⑧中「ください。」の下に「なお、法第75条の２第３項の規定による報告を行う場合は、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に関する事項を記入する必要はありません。」を加える。

（エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令の一部改正）

第三条　エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令（平成二十一年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「法第七十五条第六項」の下に「（法第七十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「法第七十五条第五項」の下に「又は法第七十五条の二第三項」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

（第二条の規定による改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の日から二十一日を経過するまでの間にエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条の二第一項に掲げる行為の着手を予定している第二種特定建築主についてのこの省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第二条の規定の適用については、同条中「同項に規定する行為の着手の予定の二十一日前までに」とあるのは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令等の一部を改正する省令（平成二十一年国土交通省令第四十七号）の施行後速やかに」とする。